

緑の風 FAX版



JR 東労組ホームページ

NO. 17 2020年9月25日 JR東労組

指令 10 号を発出！

第 4 回中央執行委員会での決定事項について

中央本部は、第 4 回中央執行委員会（2020.9.24）で以下の通り決定したので指令する。

中央本部は指令 8 号に基づき、JR 東労組高崎地方本部に緊急の会計監査を行った結果、①ひがし労との共同行動と思われる事象がある②違法な行為がある③不正と思われる事象がある④不正の疑いがあるため引き続き調査が必要な事象があることが判明した。

以上 4 点に基づき、JR 東労組規約第 3 4 条の中央執行委員会の権限として、「(1) 緊急事態を処理すること。(6) その他組合にとって重要と判断した事項の処理。」として、中央本部は継続した調査を行うこと、調査が終わるまで会計資料は本部で保管すること、JR 東労組高崎地方本部の業務に必要なものについてはその都度中央本部が対応することを確認した。

また、JR 東労組高崎地方本部堀口前執行委員長について、2020年9月11日に脱退届が中央本部に届いたが、緊急の会計監査を行った結果、堀口真明君は2018年10月以降の組合費の納入が確認できないことが判明した。中央執行委員会での議論の結果、組合費納入は組合員の義務であり、脱退届を提出する前にその義務を履行することが先であるとの結論に至った。また、組合の二重加盟ならびに不正と思われる事象が多々あるため脱退届を不受理とし、組合費の請求ならびに指令 8 号に基づく実態解明への協力を求めることを確認した。

JR 東労組高崎地方本部三井暢秀君についても、2020年9月24日脱退届が中央本部に届いたが、緊急の会計監査の最中であり、三井暢秀君に関わる調査が必要な事象が判明したため、この脱退届を不受理とし、指令 8 号に基づく実態解明への協力を求めることを確認した。

従って、下記の通り指令する。

- 1、中央本部は、JR 東労組高崎地方本部に対し、継続して聞き取り調査を含めた実態解明を行う。JR 東労組高崎地方本部は、中央本部が行う実態解明に協力すること。
- 2、中央本部の調査が終わるまで JR 東労組高崎地方本部の会計資料は本部で保管する。尚、JR 東労組高崎地方本部の業務に必要なものについてはその都度中央本部が対応する。
- 3、中央本部は、JR 東労組高崎地方本部堀口真明君の組合費の納入が確認できない等の理由から脱退届は不受理とする。堀口真明君は直ちに組合費を納入し、中央本部が行う実態解明に協力すること。
- 4、中央本部は、JR 東労組高崎地方本部三井暢秀君について、緊急の会計監査で三井暢秀君に関わる調査が必要な事象が判明したため、脱退届は不受理とする。三井暢秀君は中央本部が行う実態解明に協力すること。